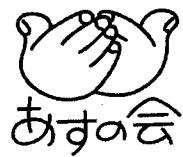


ニュース・レター

第35号 2009.6.1

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698
郵便事業株式会社 銀座支店
郵便私書箱2346号

TEL:03-5319-1773 FAX:03-5319-1774

CONTENTS

被害者参加弁護士を経験して 弁護士 村田 智子	02	活動報告、幹事会、各地集会、弁護団会議報告	04~08
時効制度の見直し ～遺族や重篤な傷害を受けて苦しんでいる人のために 時効を廃止して欲しい 弁護士 高橋 正人	03	会員の声	09
		報道おぼえがき(平成21年2月～平成21年5月)	10～11

裁判員制度と被害者参加

代表幹事 岡村 勲

昨年12月1日以後の起訴事件について、被害者参加、損害賠償命令の制度が始まったが、被害者が参加人として現実に法廷で姿を現したのは、今年になってからである。

私は、1月23日に東京地裁で行われた、二つの被害者参加裁判を傍聴した。一つは、通行人から傷害を受けた被害者本人の事件、もう一つは交通事故の遺族が参加人となった事件であった。時間の都合上前者は途中までしか傍聴できなかつたが、後者は判決期日まで傍聴することができた。その詳細は参加人弁護士であった村田弁護士の書かれたものに譲る。

法廷の雰囲気も一変した。裁判官も、検察官も、そして被告人弁護人も、被害者に対して礼を尽くすという、当然といえば当然であるが、今までに見られない風景で心地よかつた。

ところで、5月21日から、裁判員制度が始まる。

死刑、無期などの重罪事件について、抽選で当たった6人の一般国民が、裁判官3人と対等の立場で裁判を行うのである（被告人が認めている事件など例外的に裁判員4人、裁判官1人ということがあるが）。

日弁連は、被告人の弁護人が、いかにして裁判員に影響を与えるかを一所懸命練習させている。他方、被害者が裁判員に影響を及ぼすことは有害だといって参加に反対したが、まことに得手勝手な主張である。被害者も遠慮することなく、ルールに従って、自分の悔しい思いを語り、被告人に質問し、論告や求刑で意見を述べるべきである。裁判は、

被害を受けた被害者のためにもあることを忘れてはならない。

参加人は、弁護士を付けることができる。しかし、弁護士が被害者に代わって質問したり、意見を述べたりするよりも、被害者自身が、自分で、自分の言葉で言う方が、遙かに人の心を打つ。弁護士は、事件と関係のない、被害も受けていない人なのだから、被害者の直接の言葉には及ばない。弁護士が黒子に徹して参加人を正面に立て、参加人及び遺族の間で役割を分担して行った村田弁護士の弁護活動は裁判官の心証に大きく影響したと思われた。

これに反して、参加人の弁護士が被告人に質問し、論告求刑する法廷も見たが、正直言って検察官と同じような質問、論告求刑で、何の感動も受けなかった。裁判員も、被害者の口からその思いを聞きたいだろう。弁護士と十分相談し、指導を受けながら、自分の口で述べて頂きたい。もちろん性犯罪被害者などは、自分で質問したくない場合もあるだろう。緊張して意見を述べられないときもあるかもしれない。そういうときは弁護士に代わってもらわなければならないことは言うまでもない。

弁護士が付いた参加事件は、弁護士主導で進めるべきだという意見を述べる人もいるようだが、それは間違いである。国費で弁護士を付けることを定めた法律が、被告人の弁護士のときは選任、参加人の弁護士のときは選定といって区別しているのは、参加人の弁護士には、被告人の弁護士のように被告人の意思をはなれてでも行為できる固有権がないからである。

被害者参加弁護士を経験して

弁護士 村田 智子（東京弁護士会）

私は、本年1月、被害者参加弁護士として、刑事裁判に参加しました。元橋一朗先生（東京弁護士会）との共同受任です。

対象となった刑事事件は、自動車運転過失致死罪です。深夜、加害車両であるトラックが、青信号で右折した際に向い側から青信号で直進してきたバイクに気がつかずに衝突し、バイクの運転手を死なせたという事案でした。

事故後、加害者にはまったく誠意が見られなかったので、被害者の妻と兄が、加害者を実刑に処すことを求めて、刑事裁判に参加することにしました。

東京地方裁判所での初めての被害者参加のケースだったということもあり、当日の裁判の様子は、新聞等で大きく報道されました。被害者遺族の存在感は極めて大きく、裁判の進行も丁寧で、これまで私が経験した刑事裁判とはまったく違っていました。

この裁判を通して、私が心から感じたことがあります。

それは、被害者や遺族が裁判に参加する場合、できるだけ被害者や遺族が、ご自身で、被告人質問や意見陳述（論告求刑）をしたほうがよいのではないか、ということです。

この裁判の場合、被害者遺族らは、相談の最初から、「被告人質問などはすべて自分たちがやりたい」と明快に述べておられました。そして、立派にやり遂げられました。傍聴に来てくださった方々やマスコミの方々の目にも、被害者の兄が行った被告人質問も、被害者の妻が行った新しい意見陳述（論告・求刑）も、極めて画期的なものと映ったようでした。

そもそも、被害者参加制度ができた趣旨は、今まで刑事裁判の中で置き去りにされてきた被害者や遺族が積極的に裁判に参加していくところにあると思います。また、刑事裁判では、被害者や遺族は、検事のように、被告人を有罪に持ち込まなければならない責任（立証責任）を負って

いるわけではありません。検事の足手まといにならない範囲であれば、被害者や遺族の立場でしか言えないことを表現していけばよいのです。弁護士は、検事と違って「被害者や遺族のことだけを考える法律の専門家」として被告人質問や新しい意見陳述の案を検討したり、足りない部分を補充したりして発言していけばよいのだと思います。

もちろん、被害者や遺族がどこまでやるのか、弁護士がどこまでやるのかの役割分担は、裁判の内容や、被害者や遺族の希望によって異なります。例えば、性犯罪の裁判の場合には、弁護士のみが出席するということも多々あろうかと思います。その場合には、弁護士がすべてを担当するしかありません。決して全部が全部、被害者やご遺族がやらなければならないということではありません。

ただ、一部ないしは全部を弁護士が担当する場合でも、それを決めるのは被害者や遺族であるべきです。弁護士のほうから、「専門家である私のほうが、あなたよりもよくできると思うから任せて」というべきではないと思います。弁護士がこのように持ちかけた場合、一般の方々は、遠慮して、なかなか「自分でやりたい」といえないのではないかと思うからです。

それから、「被害者や遺族は感情的に振舞ってしまうのではないか」という心配も、私は要らないと思います。今回の裁判でも、遺族らは、冷静に振舞うよう、最大限の努力をされていました。他の方も同様ではないかと思います。それに、万一、被害者や遺族が感情的に振舞ってしまった場合には、そばにいる弁護士がフォローすれば足りると思われます。

弁護士は、あくまでも黒子に徹してよいのです。

最後になりましたが、今後、希望される多くの方々に、被害者参加制度を利用していただきたいと思います。

また、この制度を最大限有効に利用するために、弁護士を活用していただければ、こんなに嬉しいことはありません。

時効制度の見直し

～遺族や重篤な傷害を受けて苦しんでいる人のために時効を廃止して欲しい

弁護士 高橋 正人

法務省は平成 21 年 3 月 31 日、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」を発表した。時効の廃止について、様々な視点から論点を提起するもので、どれも実際に良く検討されていて分かり易い。また、いくつかの考えられる制度も紹介されている。

時効の廃止については、一部から反対論も出されている。ある論者は、長い時間が経てば被害感情もいつの間にか薄まるからだと説明する。しかし、大切な人の命を奪われた殺人事件の遺族、からうじて命が助かった傷害事件の被害者やその家族の無念さ・悔しさは、犯人が捕まらないで時間が経てば経つほど募っていくものである。時間が解決するなどというのんきな意見は、凶悪犯罪に遭ったことのない幸せな人が言うことだ。犯人が普通の生活を送っていると想像するだけで、被害者の胸は張り裂け、「今日の捜査はどうだったのだろう」と祈るような想いで、毎日を過ごしているのが現実である。

犯人が長い逃走生活の間に築いた幸せな生活を、一気に壊すのは忍びないという不可思議な意見も聞く。逃げ得で作られた犯人の生活と、事件の日から時計の針が止まっていて、一歩も前に進めない被害者と、どちらを保護すべきかはあえて言うまでもない。

また、時間が長く経つと証拠が薄れ、立証が困難になることも時効を維持する理由として掲げられている。しかし、時間が経つとかえって科学技術が進歩し、新たな立証手段が現れることがある。たとえば、DNAが犯罪捜査に取り入れられた最初の頃は数百人に 1 人しか特定できないといわれたが、現在では、4兆 7000 億人に 1 人とも言われている（世界の人口は 66 億 1590 万人 /2007 年）。きちんと証拠が残っている事案もあるし、時間の経過により、かえって証拠が見つかったりすることもあるのだから、証拠が散逸すると一概には言えない。

最近は、経済的補償や精神的ケアを充実することで被害者支援を図るべきで、公訴時効の廃止は安上がりな被害者対策だと論難する団体も現れた。

これは、あめ玉をしゃぶらせて被害者を黙らせようというもので、被害者の自尊心を著しく傷つけるものである。経済的支援や精神面のケアそれ自体は大切なことであるが、ただ、これを枕詞のように使っては欲しくない。

もっとも一方で、時効を廃止するとなると、捜査機関の負担も考えないといけない。確かに、法治国家を維持していくための必要経費だと割り切ることも可能だ。しかし、そうは言っても、1000 年、1 万年と捜査をしてくれとは、さすがに被害者も言わない。そこで、人が生存可能な年月まではせめて捜査をしてもらい、その後は、捜査義務を免除することも一つの解決策だ。ただそうすると、では、廃止ではなく時効期間を長期に延長すれば済むのではないかという反論も聞かれそうだ。しかし、廃止か延長かは倫理観の問題で、そう簡単に、延長でも同じことだと割り切れるものではない。

また、せっかく廃止するのであるなら、現在、時効が進行している事件にも適用して欲しいと思う。これは過及処罰禁止の原則（憲法 39 条）に反するという人もいる。あることをしたときに犯罪とされていなかったのに、あとから法律を改正して犯罪と見なされることを禁止する憲法の大原則の一つで、不意打ちをしてはいけないという理屈だ。しかし、時効の廃止は、犯罪でないものを法を改正して後から犯罪にする訳ではないから、必ずしもこの原則に反するとは言えない。

今年は犯罪被害者等基本法ができて 5 年目の、節目の年である。その前文には、「犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、新たな一歩を踏み出さなければならない」とある。犯人の逃げ得を国家が保障することは、典型的な副次的被害である。それを乗り越えて、今こそ、新たな一歩を踏み出すべきではあるまい。

活動報告 2009年2月～2009年5月

2009年2月

- 5日 坂井会員が本派矯正教化連盟大阪矯正管区支部連絡協議会研修会にて講演をした。
- 16日 岡村代表幹事がさいたま地検にて講演した。被害者として松村副代表幹事、猪野幹事、宮園幹事、鈴木会員が体験談を述べた。
- 18日 松村副代表幹事が福井被害者支援センターの依頼を受け第3回県民講座にて「悲しみを乗り越えて」と題して講演した。
- 20日 第1号被害者参加事件(自動車運転過失致死)の判決言渡し裁判を岡村代表幹事他が傍聴した。
- 22日 関西の会員有志が「和歌山市人権フェスティバル2009」で人形劇「悲しみの果てに」を公演した。
- 25日 坂口会員が豊ヶ岡学園にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として講演をした。
- 同日 岡本会員が東京都人権部の依頼で「犯罪被害者のおかれている状況」等について講演した。
- 同日 松村幹事が「平成20年度犯罪被害類型別継続調査第2回企画分析会議」に出席した。
- 同日 松村副代表幹事が法テラス「第3回東京地方議会」(法テラスに関する意見交換会)に出席した。
- 26日 岡村代表幹事と松村副代表幹事がFITチャリティ・ラン2008寄付金贈呈式・FIT2009決起会に参加し寄付金の使途プレゼンテーションをした。

2009年3月

- 5日 林幹事が堺女性大学教養講座にて「いよいよ始まる裁判員制度—被害者参加制度のしくみ」を主題に講演した。
- 13日 林幹事が昨年に引き続き網走刑務所にて受刑者を対象に「被害者の視点を取り入れた教育」の講義を行った。
- 16日 宮園幹事が青森弁護士会からの依頼を受け被害者参加制度について被害者の立場から講演した。
- 18日 岡本会員が内閣府犯罪被害者等施策推進室の依頼を受けて「犯罪被害者の真実と課題を求め」と題して霞ヶ関にて犯罪被害者等施策関係省庁、関係機関団体職員等を対象に講演した。
- 同日 松村副代表幹事が「平成20年度犯罪被害類型別継続調査第3回企画分析会議」に出席した。
- 26日 松村副代表幹事と渡辺幹事が甲府地方検察庁より依頼を受けて検事30人を対象に被害者の実状について講演した。

31日 林幹事が西野こういち大阪府議会議員主催「時効撤廃シンポジウム」にて基調講演を行った。

2009年4月

- 14日 守屋幹事、白石・小林弁護士が第1回性犯罪被害者から第1回聞き取り調査を行った。
- 同日 林幹事が奈良県生駒市「人権を確かめあう日」記念市民集会で講演を行った。
- 22日 公明党法務部会の公訴時効に関するヒヤリングに高橋(正)・内村幹事と後藤会員が出席し意見を述べた。
- 24日 岡村代表幹事、高橋(正)幹事が法務省の「凶悪重大犯罪の公訴時効のあり方について～当面検討結果のとりまとめ～」についてのヒヤリングに出席し「公訴時効見直しに関する供述要旨」を資料として提出し意見を述べた。
- 25日 守屋幹事と小林弁護士が性犯罪被害者から第2回聞き取り調査を行った。

2009年5月

- 13日 岡本会員が長崎県警察本部犯罪被害者支援室より依頼を受けて犯罪被害者等の心情について講義をした。
- 20日 林幹事が、なら被害者支援ネットワークの「被害者支援特別講演」で講演を行った。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第84回(平成21年3月)、第85回(平成21年5月)

第84回 平成21年3月8日(日) 出席者17名(含委任状)

犯罪被害者諸施策は計画に則り実施されているが、その後退は許されないので、当分の間被害者対策を見届ける必要があることが討議され、代表も了解した。被害者参加制度運用が始まり、交通事故案件で多く利用されていること、検察官の奮闘の模様等が報告された。

来年は「あすの会」10周年記念を迎えるが、回顧よりも今後の活動に主眼をおく大会にすることが確認された。

顧問弁護団では、犯罪被害少年基本法、性被害者施策、時効の廃止について研究を深めていくことが報告され、問題点が議論された。未解決事件の「あすの会」会員のうち、条件に合致する希望者には、会で懸賞金をかけることにし、該当本人に意思確認の手紙を発送することにした。

第85回 平成21年5月10日(日) 出席者17名(含委任状)

被害者参加制度の進捗状況が議論された。交通事故の案件が多いが、順調な滑り出しがあり、国民・被害者に受け入れられていること、半年が経過した段階で、総括する必要があることが確認された。

来年1月の10周年記念大会には、全国から多くの会員が参加できるような方策を検討することになった。

8月23日から「第13回国際被害者学シンポジウム」が水戸で開かれること、その特別講演を岡村代表が行うことが報告された。その他、平成20年度犯罪被害者類型別継続調査結果の報告、自助グループとの関わり合いについて話し合われた。

関東集会報告 第81回(平成21年2月)～第83回(平成21年5月)

第81回 平成21年2月21日(土) 出席者34名(会員19名)

久しぶりに新入会員を迎え、弁護団の先生、ボランティアの方、マスコミ等大勢の参加者のとともに開催されました。被害者参加制度を活用した裁判が始まると、弁護団、会員も裁判を傍聴し、感慨深いものがあったという報告がありました。蚊帳の外から検察官の横の席へと法廷内に証人としてではなく参加人として入るという希望が実現しました。新聞等でも、懸念されていた法廷内の混乱もなく、遺族のコメントも「参加してよかったです」と言う感想が多くあったと報じられました。

公訴時効(殺人事件等)については、昨年12月4日にあすの会が「時効の廃止」要望書を法務省に提出したのを受けて、法務省がそれを検討するための勉強会を立ち上げたことが報告されました。3月末には中間発表があるそうで、それに対し、あすの会も供述要旨を法務省に提出することにし、弁護団の先生方も熱心に勉強会を続けられているとの報告がありました。

第82回 平成21年4月18日(土) 出席者19名(会員16名)

2か月ぶりの集会でしたが、初めての参加者を迎

えて有意義な集会となりました。会員の近況報告では、それぞれの会員が思いのだけを述べました。

高橋弁護士より、法務省の「公訴時効の在り方にについて当面の検討結果のとりまとめ」の説明がありました。この中の公訴時効制度の趣旨において「時の経過とともに証拠が散逸し正しい裁判が困難になる。時の経過とともに被害者を含めた世間一般の处罚感情が薄れる。处罚されることなく長期間逃げている犯人の日常が継続することを尊重すべきだ」とありますが、当然のことながら会員からは「被害者の处罚感情は薄れるどころか増幅します。国は犯罪者の逃げ得を許すのですか」と反論がありました。更に「重大事件については時効を廃止すべきではないでしょうか」との意見が多く出されました。

現在の未解決事件についても、時効廃止の対象にしてほしいとの要望も出されました。罪を犯した者は、必ず罰せられ、罪を償わなければならない、そんな日本にしたいものです。

第83回 平成21年5月16日(土) 出席者18名(会員14名)

第85回幹事会報告に続き、5月1日から被害者参加裁判に参加している会員から、参加人弁護士の黒

子に徹した被害者支援の様子が報告され、参加して良かったとの報告がありました。

21日から始まる裁判員制度について、14日放送のNHKクローズアップ現代「なぜ私たちが法廷に」（夏樹静子氏ゲスト出演）のDVDを聴取し、議論が展開され

ました。裁判員に、被害者の無念さを理解してもらうには、被害者が裁判に参加して陳述することが不可欠であり、被害者参加制度が無い今までの裁判下での裁判員制度であったら、被害者は好奇の対象で、もっと傷が深くなつたのではないかとの意見が出されました。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：6月20日（土）13:00～16:50 場所：中野勤労福祉会館 中野区中野2-13-14 TEL 03-3380-6946 会費：500円

関西集会報告 第92回（平成21年2月）～第95回（平成21年5月）

第92回 平成21年2月1日（日）出席者21名（会員14名）

幹事会報告後、全国初となった被害者参加制度を取り入れた東京地裁での裁判傍聴報告書を読みました。制度によってこれまでとどのように変わったのか、世間で懸念されていたような混乱は起きなかつたなどの裁判の様子を知りました。

公訴時効廃止について話し合いました。殺人事件や重大犯罪において、逃げ得は絶対に許されるべきではなく、公訴時効廃止の立法を求めていかなければならぬと、全員が同じ意見でした。また、私的懸賞金をかける時に必要な書類や手続き、配布するビラの雛型、あるいは警察との対応についてなどのマニュアル小冊子を作成し、未解決事件の犯罪被害者遺族に役立ててもらおうと考えております。林幹事が300万円の私的懸賞金をかけて情報提供を呼びかけた1月24日のビラ配り活動について、あすの会員の参加と協力に対しお礼の言葉があり、テレビのニュースで流れたビラ配りの様子をDVDで見ました。

第93回 平成21年3月1日（日）出席者25名（会員13名）

公訴時効について話し合いました。被害者にとっては、生涯にわたり人生を狂わす重大事であり、その被害感情は時と共に増しても薄れることはありません。一生、苦しみ続けなければならないのに、なぜ加害者には苦しみを解放する時効が必要なのでしょうか？一般国民の感情は薄れて行くと言いますが、他人事と済ますからであり、時効の存在意義を正当化する理由にはなりません。犯人の逃げ得を認める時効は、被害者にとっては、司法に公平さがないものを感じ、国にも裏切られた思いとなります。国家が自ら、国民の安全安心を守る義務まで放棄することであり、不公平さは司法への信頼をも失うだ

けです。

医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）についても話し合いました。多くの問題点を含んでおり、司法と精神医学とが協働しながら改善すべき点が多いことなど話しました。次回、大阪保護観察所より、保護観察官と社会復帰調整官が参加され、現在までの統計内容の判断と、現場の苦労話を聞かせてもらう予定となりました。

第94回 平成21年4月5日（日）出席者26名（会員16名）

公訴時効について話し合いました。3月31日に林幹事が「時効廃止シンポジウム」で講演しました。その時のアンケート調査の結果、110人中84人の回答がありました。時効廃止賛成：80%、時効廃止反対：6%（時効そのものがあることを知らなかった人達もいた）でした。

医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）について話し合いました。この法律は心神喪失又は耗弱で、重大な犯罪をおこした加害者の刑事責任は問わないと、指定医療機関で病気の改善に努め、再発を防止しながら加害者の社会復帰を促進させる目的の法律です。精神鑑定時に責任能力の有無の判定が正確でなければなりませんが、はたして厳格になされているのでしょうか。人格障害者が罪をまぬがれる目的で悪用されていないか？退院時点で、果たして再犯の予測が出来るのか？社会復帰にむけて社会の受け入れ態勢は整っているのか？など問題点があげられました。

保護観察官から現状報告がありました。指定医療機関は整備されつつありますがまだ不十分です。おむね症状の改善が見込まれる人（9割）が多数で

ですが、観察法の対象者の中には認知症にかかる人もあり問題になってきています。犯罪被害者の仮釈放に対する意見を聞く「意見等聴取制度」は始まつたばかりで、まだうまく軌道に乗っていないことなどが報告されました。

第95回 平成21年5月2日(日) 参加者19名(会員13名)

大型連休が始まったこともあり、集まりを心配していましたが、13名の会員が参加しました。会員以外では読売テレビがDV被害者の取材に入るなどその他6名の参加者がありました。初めて参加されたDV被害者の自己紹介後、林幹事から資料に基づ

き幹事会報告がありました。

大阪府庁では3名の方々が新しく犯罪被害者支援に携わることになり、自己紹介と支援の取り組み方についてコメントを頂きました。今までの「大阪府安全なまちづくり推進課」が、本年4月1日より「大阪府政策企画部青少年、地域安全治安対策課」と改められました。配布資料「21年犯罪被害者等支援事業」事業目的の説明がありました。

- 1、犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰支援
 - 2、犯罪被害者等を支える社会づくり
- 等の補足説明があり会員から多くの質問が出されました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時：6月7日(日) 13:00～17:00 場所：あすてっぷKOBE 神戸市中央区橋通3-4-3 TEL. 078-361-6977 会費：1000円

九州集会報告 第38回(平成21年3月)

第38回 平成21年3月22日(日) 参加者13名(会員6名)

会員それぞれの近況報告をしました。その後、福岡高等検察庁の方にご参加いただきましたので、被害者参加制度を利用した裁判状況や5月に開始する裁判員制度と被害者参加の関わりをお聞きしました。

支援センターの方も参加され、被害者との関わり方や被害者の望む支援について話し合いました。その他、性犯罪被害についても話し合われましたが、改めて過酷な状況を知らされました。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時：7月26日(日) 13:00～17:00 場所：農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL. 092-761-6560 会費：1000円

弁護団会議 第54回(平成21年2月)～第58回(平成21年5月)

第54回 平成21年2月23日(月)

終身刑の制定を防ぐために、無期懲役刑に処された者が仮釈放によって出所した数、出所した場合の服役の長さなど無期懲役刑の運用について調査しました。

次に、時効制度の撤廃または時効期間の延長を実現するために、諸外国の時効制度について調査した結果を確認しました。まさに今犯人が捕まらないことで苦しんでいる被害者の事件に対して時効の効果が及ばないようにするために、過去の犯罪に遡って時効撤廃の効果が認められる制度設計をする方策を検討しました。

第55回 平成21年3月13日(金)

諸外国による時効制度の調査結果を検討し、時効撤廃が可能であるかを検討し、時効撤廃が認められた場合に過及効を設けることができないか議論しました。また、現在では、犯罪行為の時に施行されている法律を適用して、時効にかかっているかどうかを判断していますが、仮に裁判の時に施行されている法律を適用することができれば、時効撤廃後の法律を適用して裁判をすることができますから、裁判時法が適用されるよう法制度を整備することを検討しました。

次に、性犯罪被害者の問題について議論しました。たとえば、告訴が受理されないこと、二次被害に遭うことなど現行制度の問題点を確認し、次回の弁護団会議までに調査することを決めました。

第56回 平成21年4月13日(月)

法務省は4月3日、「公訴時効の見直しについて中間報告書」を発表しましたが、これに基づき、あすの会としての「公訴時効見直しに関する供述要旨(案)」を作り検討しました。

性犯罪被害者の問題について前回決定の調査担当者より、それぞれの調査結果を発表しました。たとえば、性犯罪被害者に対する民事上の時効制度に関する裁判例や、告訴が受理されないなど性犯罪者が置かれている現状を確認しました。また、捜査や裁判における性犯罪被害者の負担を軽減するために設けられている諸外国の制度や子どもに対する性犯罪を未然に防ぐための諸外国の制度等に触れて、今後どのような制度設計を目指すのかを議論しました。

顧問弁護団有志より、性犯罪被害者から聞き取っ

た被害体験やその後の状態についての調査の中間報告がありました。

第57回 平成21年4月22日(水)

法務省の発表した「公訴時効の見直しについての中間報告書」に対するヒヤリングに備えて、「公訴時効見直しに関する供述要旨」について最終検討をしました。

第58回 平成21年5月11日(月)

裁判員制度がいよいよ開始されようとしている今、被害者の視点から死刑についても一度考えてみる必要があります。そこで、今回は、死刑制度の現状と検討すべき論点について議論し、理解を深めました。今後は、日弁連が提言する「死刑執行停止」の問題点を指摘する作業を中心に、死刑制度のあるべき姿について研究を進めることができます。

また、性犯罪被害者に対する聴取り結果を、担当弁護士が報告しました。

ニュース短信

FIT チャリティ・ラン 2008 寄付金贈呈式・FIT2009 決起会に参加

昨年11月にFITチャリティ・ラン2008に参加させていただきましたが本年2月にはレセプションに参加しご寄付を頂戴しました。頂いた寄付金により公訴時効廃止・犯罪被害少年等基本法制定・犯罪被害者の実態調査等を予定し現在進めております。

チャリティを企画された方や参加された方々のご厚意に感謝し、その目的に添った活動をさせていただいております。

今年も財団法人 矯正協会から助成金交付、6月開催の全国矯正展にあすの会も出展

(財)矯正協会の刑務作業協力事業部における平成21年度犯罪被害者支援団体助成事業に応募しました。その結果、今年度もあすの会に犯罪被害者支援活動助成金が交付されることになりました。

この事業は、刑務作業製品の売上額の一部をもって犯罪被害者支援団体の活動を助成することにより受刑者の贖罪意識を育てるとともに、この事業に対する一般国民の理解の増進を図るためにあります。毎年1回、東京で「全国刑務所作業製品展示会・全国刑務所作業製品即売会」を実施しています。今年は6月5、6日に千代田区北の丸公園内「科学技術館」にて第51回全国矯正展が開催され、あすの会も出展し広報活動をします。

第13回国際被害者学シンポジウム開催、岡村代表幹事が特別講演

世界被害者学会の第13回国際被害者学シンポジウムが、8月23日～28日まで『被害者学と人間の安全』をテーマに茨城県水戸市の常磐大学にて開かれます。岡村代表幹事は初日に特別講演を依頼されました。

会員の声

DVによる悲劇を乗り越えて

川本 弥生

ご無沙汰いたしております。

6年前、夫からのDVの末、最愛の息子を殺害された事件の会員です。

私は、8年前に、夫の暴力に耐えかねて、10歳娘を連れて離婚しました。当時、一番暴力を受けていた13歳の息子は、「パパを1人にしたら可愛そう。僕だけでも残れば、立ち直ってくれるかもしれない」と、父親の元に残りました。しかし、15歳まで努力を続けた息子の健気な思いは届かず、その父親の手によって、命を絶たれてしまいました。

息子は、全身全靈をもって、私と妹を守ってくれたのに、私は息子を守ってやれなかった……。6年間、私は、自責の念と、寄せては返す悲しみと戦いました。

DVは、どの家庭にも起こりうる現象で、ほんの小さな行き違いから、我が子を亡くしてしまうような悲しい犯罪に繋がる場合があります。私の反省は、そこに至る前に気付けば手段があったのに、知らなかつたし、できなかつたということです。

DVで悩んでいるお母さんは、「子どもを守るために勇気を出して欲しい。私のようなつらい思いを、もう誰もして欲しくない」と心から願い、今、そんな呼びかけを始めています。

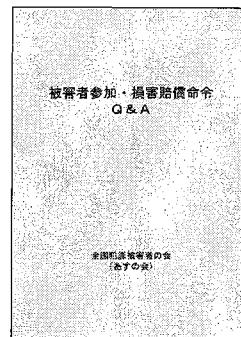
以前、岡村代表が被害者参加制度について、国会の法務委員会で参考人になられたときに、私のことを紹介されたとうかがいました。そのことが、被害者参加制度成立への一助になったとしたら、それは亡くなった息子の力だったのだと思い、「息子の死が無駄ではなかった」と思うことができ、また、一歩階段を上ることができます。

残った娘は、事件後、不登校となりましたが、小さな子どもが好きだった兄の影響で保育士を目指し、今春から短大へ通い始めました。しかし、生活保護世帯では奨学金を受けられず、現在は、娘の保護を打ち切り、奨学金を受けて通わせています。4月から生活は苦しくなりましたが、パートながらも、この不況時に仕事があることに感謝し、希望を持って乗り切りたいと思っています。

「被害者参加・損害賠償命令Q&A」ができました

昨年12月1日からスタートした被害者参加、損害賠償命令制度。実際にこれらの制度を利用する際、手引きとして役立てていただくために、「あすの会」ではQ&A形式の小冊子を作成しました。被害者参加、損害賠償それぞれの制度の概要から、参加や申し立てができる被害者の範囲、手続きの方法まで、わかりやすくまとめられています。ご希望の方は「あすの会」まで、お問い合わせください。

被害者参加・
損害賠償命令Q&A
編 全国犯罪被害者の会
(あすの会)
定価 500円(税込)



報道おぼえがき — 平成21年(2009年)2月～5月

2009年 2月	2日	静岡地裁沼津支部・静岡県内初の被害者参加、交通死公判で「遺族の思い伝わった」
	同日	東京地裁・08年の強姦致傷事件公判で、「GPSで居所通知する」と被害者に誓約書を提出し証拠採用、26歳被告に猶予刑
	3日	福岡高裁・佐賀県武雄市で07年に起きた入院患者の人違い射殺事件で、一審の懲役24年は軽すぎるとし、元暴力団員の被告に無期懲役の判決
	同日	仙台高裁・岩手県洋野町で06年に起きた母娘殺害事件で、一審判決を支持し被告の男に死刑判決
	10日	札幌地裁・被害者参加裁判で初の判決、ボート死亡事故の遺族側主張を認め、「遺族の厳しい処罰感情は理解できる」とし、被告の男を業務上過失致死傷罪で実刑に
	12日	証人として出廷した女性被害者に被告の43歳男が暴言、脅迫と証人威迫容疑で逮捕
	同日	和歌山市、9歳娘と祖母殺害事件で、容疑の35歳母を殺人容疑で逮捕
	18日	東京地裁・江東女性殺害事件の判決、「戦慄覚える犯行」とするも「死刑は重すぎる」とし、被告の34歳の男に無期懲役の判決、遺族は失望
	20日	東京地裁・全国初の被害者参加裁判で判決、被告の66歳男に運転過失致死の猶予刑。「無謀運転とは一線画することはやむを得ず、実刑は重すぎる」との司法の判断
	同日	大阪高裁・滋賀県長浜市で06年に起きた二園児刺殺事件で、被告の男に二審も無期懲役の判決、「犯行当時、心神耗弱状態だった」
	25日	東京高裁・フィリピンで05年に起きた保険金殺人で、二審も元社長の被告に無期懲役判決
	同日	東京高裁・茨城県牛久市で平成10年、中学3年の男子生徒が同級生に暴行され死亡した事件で、両親が県警と水戸地検の不適切な捜査で精神的苦痛を受けたとして、国と県に計1000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決は訴えを退けた1審水戸地裁判決を支持、両親の控訴を棄却
	27日	大阪地裁・00年と08年の留学生ら二人の強盗殺人事件で、59歳被告に死刑判決
3月	2日	東京高裁・東京都町田市で05年に起きた高一女子殺害事件で、元同級生の19歳少年に対し懲役11年の判決、「完全責任能力があった」
	同日	品川区、02年に起きた強盗強姦事件、犯人の男を時効5日前に逮捕
	3日	大阪高裁・00年の神戸テレクラ放火殺人事件で、首謀の女に二審も無期懲役判決
	5日	横浜地裁・06年に川崎で起きた男児投げ落とし殺人、被告の44歳男の責任能力を認め、無期懲役の判決
	7日	神奈川・藤沢、首縊め父親死なす、息子の38歳男を殺人未遂容疑で逮捕
	8日	東京都杉並区、祖母を風呂に放置し殺害、23歳孫を保護責任者遺棄致死罪で逮捕
	9日	長野・松本、94年の女性強盗殺人、公訴時効が成立
	12日	鹿児島地裁・08年のタクシー運転手殺害事件で、元自衛官少年に不定期刑判決
	13日	最高裁判決：99年の栃木少年リンチ殺人事件、県への損害賠償上告審で上告棄却
	16日	東京地裁・被害者参加の世田谷占い師傷害事件で、被告の43歳男に2年6ヶ月の実刑判決、損害賠償制度の審理開始
	同日	高松地裁・07年の坂出3人殺害事件で、責任能力を認め63歳被告に死刑判決
	17日	神戸地裁姫路支部・05年の姫路市2女性殺害事件で、被告の男に死刑判決
	同日	92年の千葉強盗殺人罪被告が、心神喪失のまま16年勾留されていることが判明、裁判は停止状態で、治療も不十分
	18日	名古屋地裁・07年に起きた闇サイト殺人事件で、2被告に死刑判決、自首した1人の被告には無期懲役の判決
	19日	東京高裁・架空請求詐欺グループ仲間割れリンチ死、32歳の男の一審無期判決を破棄、死刑判決

23日	東京駅、女性をホームに突き落とし、24歳男を殺人未遂容疑で逮捕
24日	大阪高裁・05年小六女兒殺害事件で、元塾講師の被告の心神耗弱を認め、懲役15年の判決、のちに上告せず高裁判決で確定
25日	仙台高裁・秋田連続児童殺害事件で、畠山被告に二審も無期懲役の判決
同日	東京高裁・07年の本庄市夫婦強盗殺人事件で、被告の63歳男の殺害計画性認定、二審は死刑判決
同日	福岡高裁・07年に元交際相手女性を殺害した被告の控訴審で、自白のDVDの信用性を認定、強盗殺人罪として無期懲役の判決
26日	さいたま地検・元厚生次官襲撃事件の小泉容疑者を殺人罪で起訴
<hr/>	
4月	
3日	法務省：公訴時効の見直し検討勉強会が中間報告、重罪時効は延長の方向
7日	京都府警：舞鶴高一女子殺害事件で、有力物証ないまま目撃新証言で60歳男を逮捕
同日	大阪・池田、母妹殺害事件で、出頭した次男を殺人容疑で逮捕
11日	茨城・常総、日本刀で刺され男性死亡、近所の男を銃刀法違反容疑で逮捕
15日	奈良地裁・奈良少年放火殺人の調書漏えいで、秘密漏示罪の医師に有罪判決
同日	水戸地裁・08年に起きた水戸主婦殺害事件で、強盗殺人罪の35歳の男に無期判決
同日	最高裁：01年の御殿場女子高生暴行未遂事件で、上告棄却、元少年の5人有罪確定
17日	東金女兒殺害事件の勝木容疑者を起訴、遺族は裁判参加の意向
同日	米ハワイ州で07年に起きた邦人殺害事件で、被告に服役150年
20日	宇都宮地検・08年の「砂風呂遊び」死亡事件で5人の中学生を家裁送致
21日	最高裁：98年和歌山毒カレー事件の林真須美被告に死刑判決
23日	大阪市西淀川区、小学生女兒失踪事件で母親と内縁の夫らを逮捕、日常的に虐待か
同日	東京地裁・08年の母殺害事件で被告に無期懲役の判決、被告は少年時に父親も殺害
26日	東京・東久留米、92歳と80歳の夫婦殺害、51歳娘を殺人容疑で逮捕
27日	東京地裁・公判で被害者を脅迫した男に懲役1年2ヶ月の実刑判決
28日	最高裁：26年後自首の「時効の殺人」で損害賠償確定、民法の例外を認め、加害者の上告棄却
同日	京都地検・舞鶴事件、高一殺害容疑で60歳男を起訴
同日	東京高裁・06年の渋谷妹殺害事件で、元予備校生の兄に懲役12年の判決
<hr/>	
5月	
13日	東京地裁立川支部・08年4月に起きたあきる野市姉弟殺害事件で元市職員に求刑通り死刑、共犯者に無期懲役の判決
15日	福岡高裁・06年に起きた福岡3児死亡飲酒運転追突事故で危険運転致死傷罪と道路交通法違反に問われた市職員に対する控訴審判決は危険運転致死傷罪などを適用し懲役20年の実刑判決
18日	最高裁：和歌山毒カレー事件で林真須美被告側の判決訂正申し立てについて棄却の決定、林真須美被告の死刑確定
19日	秋田・連続児童殺害事件で上告していた畠山鈴鹿被告は上告を取り下げ、無期懲役が確定
21日	東京・今年1月に中央大学理工学部教授が刺殺された事件で中大卒業生の教え子を逮捕
同日	裁判員法が施行され国民が刑事裁判に参加する裁判員制度がスタート

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店

(普)6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 繁」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普)2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 繁」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

例年より早く桜が咲き、先行き明るいのかなと思わせましたが、気候は相変わらず不順で、不透明感は拭えません。そのような中、昨年12月から開始された被害者参加制度は順調な滑り出しのようです。予想外に交通事故被害者の方々に多く利用されているようで、嬉しい誤算ともいう事態になっています。

5月21日から裁判員制度が始まりました。多額の税金を投入した広報活動により、制度はかなり国民に周知されているようですが、各事案の裁判員が確保されてスムーズな滑り出しをするか見守る必要があります。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願ひ申し上げます。